

山口県警察における会計の監査に関する訓令

平成16年4月21日

本部訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察における会計の監査(以下「会計監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会計監査実施計画)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、年度の末日までに翌年度に行おうとする会計監査の実施計画(以下「会計監査実施計画」という。)を策定するものとする。

2 会計監査実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 会計監査の実施項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の実施時期
- (4) その他必要な事項

3 本部長は、他機関が実施する会計監査の時期等を勘案して特に必要があると認めるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

第3条 本部長は、責任者として会計監査を実施し、又は警務部会計課長その他の職員(以下「会計課長等」という。)に命じてこれを実施させることができる。

2 本部長及び会計課長等は、会計監査の実施に当たり、関係職員に補助を命ずることができる。

3 会計監査は、会計監査実施計画に基づき実施するものとする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、その都度、実施項目、対象所属等を決めて会計監査を実施することができる。

(監査事項)

第4条 会計監査は、次に掲げる事項について、帳簿、書類その他の資料の検査により実施するものとする。

- (1) 国費及び県費に係る収入支出
- (2) 現金及び有価証券の出納及び保管
- (3) 国費及び県費に係る物品の出納及び保管
- (4) 公有財産の管理
- (5) 遺失物の取扱い
- (6) その他必要と認める事項

(説明の要求等)

第5条 本部長又は会計課長等は、会計監査の実施に当たり必要があると認めるときは、対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定

する期日及び場所に職員を出頭させるよう求めることができる。

(公安委員会に対する報告)

第6条 本部長は、会計監査の実施結果について、少なくとも毎年度1回(第3条第3項ただし書の規定による会計監査の実施結果については、その都度)、公安委員会に報告しなければならない。

(実施結果に基づく措置)

第7条 本部長は、会計監査を実施した所属の長に対し、結果の通知を行い、改善を要する事項については、報告を求めるものとする。